議会総務課
つくば市
-7.8.25
収受
461

陳情 7 号 11 +0 号

2025年8月22日

3058555　茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1
つくば市役所本庁舎6階　つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口　ご担当者様

つくば市議会　黒田健祐　議長

学校運営をPTAから取り戻すため
法令や指導に従えない職員の処分と
暫定的措置としてPTAの学校に係る活動の停止
(施設利用許可取消)を求める陳情書

陳情者　　住所：[redacted]茨城県つくば市
[redacted]
[redacted]
氏名：[redacted]
連絡先：[redacted]

第1　陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、憲法が定める義務教育無償の保障と真に健全な教育環境を守るため、学校教育法が定める学校の独立性とPTAの独立性を守るため、

1. 学校長・教頭・学校事務のPTA加入を原則禁止し、公私混同が発生しないよう徹底する。

2. 法令遵守の徹底が確認されるまでは学校職員による現金預かりおよび直接現金精算などの現金取扱いを全面禁止。

3. 市内校長全員に「学校運営を任されているのはPTAではなく学校長です。PTAの加入状況にかかわらず全ての保護者はあなたの部下ではありません」とハッキリ通告する。

4. PTAから学校を拠点とした活動や施設利用許可の申し出があった時点で関係法令の遵守を約束する旨、書面を交わし、保護者の承諾なく生徒をPTAの支配下におく権利も能力も持っていないことの周知徹底。

5. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。

6. 法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法233条：偽計業務妨害罪または刑法193条：職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校監査実施。

7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市または外部監査機関による年1回の監査および指導の徹底。

以上、7件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2　陳情趣旨

令和6年度の吾妻中学校「援助費」会計書類が出揃って監査中ですが、全ての指摘が定例会に間に合わない可能性があるくらい酷いので、取り急ぎ出せる所までは挙げておきたく、吾妻学園の運営は自治体との契約も無い外部団体のPTAであるに等しい実態について述べさせていただきます。

憲法に定められた義務教育無償を保障するため、義務教育課程において施設利用料や人件費など、いわゆる授業料にあたる経費については徴収できませんが、学校徴収金(生徒に帰属する現金)である援助費に含まれた会計書類の中に、人件費または渉外費にあたる支出が含まれていました。

・9月18日	薬物乱用防止教室講師謝礼	3,000円
・11月11日	飲酒防止教室講師謝礼	3,000円
・12月3日	喫煙防止教室講師謝礼	3,000円

上記は、養護教諭である[redacted]が受領したという処理(添付証拠1)になっており、

・9月26日	ようこそ先輩講師謝礼	51,000円

上記は、[redacted]教頭が受領したという処理(添付証拠2)になっています。

いずれも金券(クオカード)の購入で、招聘した講師への支払いを生徒にさせたというより、受領した人物が所属教職員になっています。生徒に帰属する現金を、金券に換えて所属教職員のポケットに直接入れたという処理です。

公費に準じる扱いを求められる学校徴収金において受領した相手を不明(使途不明)にするどころか、所属職員が受領した(横領した)形で処理するなど、吾妻学園では有り得ない事務処理が平然と行われます。

「ようこそ先輩」では5万円を超えているので、各人の受領証が無いというのは、源泉所得税徴収および納付もしなかった状態になっています。脱税の可能性まで出てきました。

講師謝礼は人件費や渉外(交際)費または支払手数料に該当します。つくば市議会だより No. 186 で議案第86号に福祉保健分科会が「講師謝礼と講習会受講料を計上している」と答弁したように、公費で清算してはならないものではなく、実施を計画したなら予算化(執行可能な予算の確保)が先です。

保健講座講師謝礼(添付証拠3)には受領した講師は領収証があるように、申し出れば発行する義務が生じますから、本当に受領した講師が存在したのなら、受領(領収)証が必要です。

これでは、謝礼として渡すために金券を購入したことが本当でも、義務教育課程の一部だから受け取れないという理由で受取りを辞退され、講師に渡していない可能性が排除できません。

何故か添付した会計書類の筆跡は保健講座講師謝礼の領収証の筆跡と酷似してますが、受領証が無いなら結論は同じなので一先ず置き、保護者への返還においても領収証を求めているのですから、各講師の受領証が無いなら、受領したのは押印した所属職員だということになります。少なくとも、会計書類上は。

「ようこそ先輩」とは、吾妻中学校で行われているキャリア教育の一部(添付証拠4)です。キャリア教育も文科省が学習指導要綱に定めておりますので、義務教育課程の一部です。

義務教育無償は憲法第26条第2項に定められています。

吾妻中学校がこれだけおかしな会計処理をしていても、監査している「児童・生徒を守る側」に立つPTAすら機能していないかのように、何故ここまで法令を無視した暴走ができるのかと言えば、校長は任命を受けた職務をPTA活動に転嫁させてきたからです。

吾妻中学校は令和5年度まで任意団体への強制加入・強制会費徴収を続けており、迂闊に学校懇談会にも出席できない状況にありました。吾妻中ホームページで公開されている令和5年度PTA総会のご報告(添付証拠5)にあるように、令和4年度のPTA会長が学校懇談会を開催しています。

校長は自身の業務をPTA活動に変えて、自治体が契約も雇用もしていない職員を増やし、出資させながら無償労働させる運営形態を生み出していました。

団体の経営・業務・監督など、重要な決定権を持つ役員に[redacted]教頭、[redacted]教務主任、[redacted]学校事務などが名を連ねています。

吾妻中学校PTA規約(吾妻中公開ホームページより：添付証拠6)には、PTAの資産は教育環境整備に使用すること(地方自治法違反)が明記されています。

役員会は「学校の代表者」をもって構成するとあり、その学校の代表者が誰かは、PTA組織図の役員会に「学校長」であることが明記されています。
学校は不当な支配に服することなく、公教育としての独立性(政治的・行政的な介入から教育の専門性や中立性)を守ることが定められています。例え自治体の首長から「特別な授業を行っているとして児童から授業料を徴収しよう」などと頼まれても、「法律はそうなっていないから出来ない」と拒否し、公正な意思に基づいて遂行されなければなりません。

しかし、PTAなどの任意団体は会員の総意で決定されます。会員の総意で決定できてしまうのです。学校長が幹部を務めていたら、学校が任意加入民間団体の意志で変えられることになります。
また、PTAは学校と対等な立場で意見するために学校から独立した組織の筈ですが、学校長が幹部であれば学校に対して客観的な意見ができない組織になってしまいます。これだと、教員も加入するメリットがあまりないです。
具体例ですが、令和6年度PTA定期総会のご報告(吾妻中公開ホームページより：添付証拠7)で、難しいと拒んできた入会意思確認が何故か翌年度にはできてしまった報告と、「生徒の学校生活に必要なのにつくば市による整備が見込めず生徒に不利益が生じているから」勝手な私費精算をしているという内容が記されています。
主張が真実であれば、学校長がどれほど意見しているかを持参してつくば市に抗議する問題です。学校生活に支障が出るほどなら、学校閉鎖も考えなければなりません。
外部団体として教育環境向上に本当で取り組む気があったなら、どれくらい要望しても改善されないのかを以て、学校長に早急な事務的手続きを求めるのか、つくば市に是正を求めるのかを判断していたでしょう。

支障が出るほど学校は放置されているというのに、住民が右肩上がりに増えていると広報されるつくば市。過疎化が進み過ぎて財源が確保できないと報じられていれば納得ですが、何故？と多くの市民が学校やPTAからの報告に矛盾を感じたと思います。
市の特色をアピールするようなイベントを主催する余裕があるならば十分な予算が確保できている筈で、無いならば学校の運営状況

を改善する方が先決です。子供たちは時間と成長を止めて待つことなどできませんから。

最初は予算委員会が機能してないのか疑いましたが、折角確保した予算が10億円も余って使われなかった(添付証拠8)のです。そんなに余るなら他に整備を進めたい事業は沢山あるでしょう。令和6年度当初予算案(添付証拠9)は令和5年度当初予算案より13億円減額されました。

予算不足を真実にするには令和6年度決算に巨額の赤字を出さなくてはなりませんが、学校決算が巨額の赤字であったなら、令和7年度では予算が増額されている筈です。しかし、令和7年度当初予算案(添付証拠10)は更に6.4億円減額されています。普通に考えれば、令和6年度も予算は余ったと考えます。「市議会が正常に機能していたら」ですが。

正確な所は今年度、これから歳入歳出決算書が公開されますが、令和6年度決算で巨額の赤字であったのに今年度更に減額する承認をしたということになりますので、誰が賛成して可決されたのか、注視していかなければならない状況です。

令和5年10月10日には[redacted]つくば市長が、生徒から学校への「援助」費は「受益者負担区分の学校徴収金(生徒に帰属する現金)」である旨、通知(添付証拠11)しています。

「学校独自の運用を適正な在り方に改善していく」ということは、不当徴収が行われていた事実は認めたわけです。

そして、実態がどうあれ自治体として法令を無視した不当徴収を強行しているとは言えませんから、「つくば市としては寄付の強制徴収を認めていない」としか回答できません。

よって、どういうつもりで徴収したにせよ、援助費は生徒に帰属する現金にしかなりません。歳入歳出決算書(添付証拠8)において税外負担を強要しなければならない状況にもなっていませんので、強要しなければならない理由が何処にも無いのです。

「PTAが」または「校長がPTAとして」開催する学校懇談会においての資料を確認しました。令和5年度に[redacted]つくば市長は「学校徴収金の在り方自体について見直しを図っていく」と記していましたが、令和7年度実施された吾妻中学校の学校懇談会資料(添付証拠12)でも「学校徴収金について」援助費の内訳は生徒一人

ずつに課した学校経費負担および私人(他生徒の部活動経費)への寄附金です。
令和7年度つくば市立吾妻中学校援助費予算(添付証拠13)の、ざっくりした付記(使途)を見ても非常に香ばしい(怪しすぎる)内容です。

学校がPTAから現金を受領している記載、受益者生徒負担軽減のため、受益者ではない生徒が支出する私人への寄附金を学校(つくば市の公施設)として課す記載です。これは受益者負担ではありません。そもそも何の会の会費として徴収しているのか不明であり、名称不明の架空団体会費を公的に徴収している状態にあります。ですが、連絡先が学校ですから、学校が直接要求した現金です。
会費とは会員が支払うものです。生徒の人数で徴収するということは、会員は生徒です。未成年者に契約を交わしたとしても保護者の同意を得るものですが、そのような入会届通知を配布されたことも無く、同意しない旨を学校に通知しても「ご理解ください」で口座から引き落とした実績があります。
何の会費か不明にしても、学校懇談会を開催したのは吾妻中PTAですから、主催者となったPTAの説明と考える事も出来ます。10月1日までに吾妻中学校は援助費を会費とする団体の名称が分かる書類を提出する予定(添付証拠14)です。[redacted]つくば市長は確認した上で「受益者が負担する学校徴収金(生徒に帰属する現金)」と回答済みですから、これから作成するにしても市民に説明責任が果たせるものとなるよう、頑張っていただきたい所存です。

学校懇談会を開催したのは吾妻中PTAであり、学校懇談会で学校徴収金について虚偽説明をし、法令に従わない不当徴収説明でありながらも学校徴収金として援助費を徴収する説明をしたわけですが、吾妻中PTAは「援助費はPTAとは関係がない」という立場(添付証拠15)を取りました。
PTAから現金も受領している吾妻中学校ですが、勿論、PTAを含む誰からも、学校が直接現金を受領する事を禁止(添付証拠16)しています。吾妻中PTAおよび在校生からの寄付採納申請書類は存在しませんでした(添付証拠17)が、学校への寄附に係る受領手続きについて(添付証拠16)には、受領可能か受け取る前に教育総務課に確認することが明記されています。

吾妻中ホームページで公開されている令和5年度分の決算報告(添付証拠18)では

・トイレ手洗い用石鹸(学校経費：消耗品費)
・各学年別ゴミ箱(学校経費：消耗品費)
・啓志式および卒業式の花代(学校経費：式典費)
・ミシン修理代(学校経費：修繕費または消耗品費)
・体育館用Bluetooth(学校経費：設備または備品)
※恐らくBluetoothスピーカーの類を購入・設置。
勝手に設置して良いものではない。

などが使途として記載されています。別件で陳情に添付させていただいた令和5年度援助費決算で報告されている「学年フロアのゴミ箱」が、PTA決算から出てきました。
[redacted]校長にとっても援助費は実態としてPTA会費およびPTA活動の一部であることが明白です。[redacted]校長は援助費とPTA会費を区別していないのです。
保護者と教師の団体であるPTA会費を生徒に割当て、会員でもない生徒に負担を強要しています。その理由が「生徒に不利益が生じている」からです。保護者でも教師でもない生徒に活動費用を割り当て、負担させることも生徒の不利益です。吾妻中PTAが活動を計画するほど生徒に不利益が生じる状態にあります。

「生徒に不利益が生じているから、生徒に不利益を生じさせよう」という活動団体の学校施設許可を直ちに取り消し、本来行使できるはずの生徒の権利を保護してください。
放置して良い理由が全くありません。

PTAを組織し、学校施設利用許可の申し出があった時点で学校長がきちんと関係法令について説明していれば、ここまで「善意の暴走」のような事態は発生していませんでした。
「役員立候補者が出るまで帰れません」と入学説明会に来たはずがPTAに監禁される経験をした保護者は一人や二人ではありません。普通に110番して良い事態だと思っていました。

入学説明会ですから、入学する前です。吾妻中学校でも入学式にPTAが作成した新入生保護者用名札を配布されました。入学式直前であり、PTA入会届で個人情報を提供した事も無い時点で、新入生全員の名簿を吾妻中PTAが所有していなければ作成しようがない物を配布していたのです。個人情報保護法違反、守秘義務違反も犯していますよね。

PTAに校章を使用させたり、誰も発注していない(添付証拠19)のにPTAに学校広報を作成させる(添付証拠20)など、「嘘・デタラメ・紛らわしい」を追及しているかのような団体は、学校長を役員に構成された団体です。

校長による学校の私物化が甚だしいです。つくば市による公施設運営管理を妨害していると言える状態にあります。こういった指摘を受ける度に「保護者からのクレームが酷くて業務に支障が出る」と報告し、通報者を排除してきたのではありませんか。

到底、信じがたい言動をすれば、真実をそのまま伝えても信じてもらえないから、都合が悪い場面ほど「到底、信じがたい対応」をして保護者のせいにすることを常套手段としてきましたよね。吾妻学園から学んだブレない信念はこれだけです。

PTA広報であれば、PTAについて広報を作成するもので、民間の任意団体が勝手に公施設の広報誌を発行できる(添付証拠21)ことについて誰も指摘しなかったのかも疑問ですが、吾妻中PTAは学校長を役員に構成する団体なので、任命された職務を所属職員以外にも手伝わせるために唆し続けた結果だと思います。

「ようこそ先輩」と題した吾妻中学校における、文科省が定めた学習指導要綱に沿って計画されたキャリア教育授業などに登場した謝礼金や金券(クオカード)について、義務教育課程における招聘講師への謝礼が出せない理由はないのですが、つくば市教委はクオカードや商品券による謝礼を認めていません。

金券にして渡すことを認めて発生する不正より、禁止した方が良いという考えは何処にでもあります。

主要教科の通常授業以外はつくばスタイル科や学活の時間を使うそうなので確認しましたが、講師謝礼についての事務処理方法は各学校長へ通知(添付証拠22)されておりました。

禁止行為のために生徒に帰属する預り金に手を付ける職員が、未成年者の健全な教育を担う施設内でのさばっている状態です。

本件、令和6年度の援助費全体についての中でご報告したかったのですが、部活動経費や近距離にタクシーを使うなどの大判振る舞いで、400万円を超えてしまった残高をなんとか減らして返還を回避しようとしたか、生徒に使ったのだから責めにくいだろうという指摘する側の良心に縋りたかったのか分かりませんが、受益者の負担を軽減させる為に、受益者ではない生徒が負担を強いられる承認をした校長・教頭・学校事務の責任が、生徒の責任に転嫁されることはありません。

[redacted]校長のように、会計が正当だと生徒に署名させて不正に加担させることは、もう二度と許してはなりません。

教育総務課は目の前で学び推進課がいい加減なもみ消し釈明に徹していても見過ごす加担はしましたが、地方自治法が定める総計予算主義の原則は認識(添付証拠23)しておりました。

ご来庁された方はご存知だと思いますが、つくば市役所は見通しの良いオープンフロアです。奥の窓際にデスクを構えた管理職と思われる方々も、見て見ぬ振りをしておられました。

これでは、信頼が得られないのは当然だと思います。

学校運営を正常化するつもりがあるのなら、学校運営をPTAから取り戻すため、法令や指導に従えない職員の処分と、暫定的措置としてPTAの学校に係る活動の停止(施設利用許可取消)が必要だと考え、陳情を認めるに至りました。

そもそも、通報があった時点で監査し、適切な説明・指導が行われていれば、ここまでに至っていません。通報を握りつぶして機能不全と判断されたら、外部通報や告訴告発、提訴など、悪化の一途を辿るだけです。

第3　添付証拠書類

計51枚、添付しました。

以上

No.14

証1　1/6

担当者
[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物品購入伺

令和　6年9月18日

会計費目	市　費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他（　　　　　）
			✓				
用　途	薬物乱用防止教室講師謝礼						
合　計	3000　円						

品　名	数量	単価	金額	支払先
クオカード	1	3000	3000	[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支出伺

令和　6　年　9　月　26　日

金	3,000　円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1　「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2　市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3　支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4　物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	6　年　9　月　26　日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]

この写しは、情報公開により交付された物である。

証1 2/6

領収書

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#1
事業者登録番号[redacted]
2024年09月18日(水) 18:41 責712

領 収 書

吾妻中学校 様

¥3,000−

非課税商品	¥3,000
合 計	¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年09月18日

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#1
事業者登録番号[redacted]
2024年09月18日(水) 18:41 責712

領 収 書

吾妻中学校 様

¥3,000−

非課税商品	¥3,000
合 計	¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年09月18日

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#1

2024年09月18日(水) 18:40 責712

領 収 書

クオカード 3000円 3,000

合 計	¥3,000
お 預 り	¥5,000
お 釣	¥2,000

お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 240-918-130-1100

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#1

2024年09月18日(水) 18:40 責712

領 収 書

クオカード 3000円 3,000

合 計	¥3,000
お 預 り	¥5,000
お 釣	¥2,000

お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 240-918-130-1100

この[illegible]情報公開[illegible]
により[illegible]物
である[illegible]

R6 援助費(No.25~)　No.25

証1　3/6

担当者
[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物品購入伺

令和　6年11月11日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他（　　）
			✓				
用途	飲酒防止教室講師謝礼						
合計	3000 円						

品名	数量	単価	金額	支払先
クオカード	1	3000	3000	[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支出伺

令和 6 年 11 月 15 日

金　3,000　円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1　「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2　市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3　支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4　物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	R6 年 11 月 15 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

この写しは，情報公開により交付された物

証1　4/6

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
[redacted]
電話：[redacted]　ﾚｼﾞ#2

事業者登録番号[redacted]
2024年11月12日(火) 19:06　責728

領収書

吾妻中学校　様

¥3,000−

非課税商品　¥3,000
合　計　¥3,000

但し

[redacted]

上記正に領収いたしま[redacted]
2024年11月12日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
[redacted]
電話：[redacted]　ﾚｼﾞ#2

事業者登録番号[redacted]
2024年11月12日(火) 19:08　責728

領収書

吾妻中学校　様

¥3,000−

非課税商品　¥3,000
合　計　¥3,000

但し

[redacted]

上記正に領収いたしま[redacted]
2024年11月12日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

納品書添付

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

No.33

証1 5/6

担当者
[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物 品 購 入 伺

令和 6年12月3日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他（ ）
			✓				
用 途	喫煙防止教室講師謝礼						
合 計	3000 円						

品 名	数量	単価	金額	支払先
クオカード	1	3000	3000	[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支 出 伺

令和 6 年 12 月 16 日

金 3,000 円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2 市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3 支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4 物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	R6 年 12 月 17 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#2
事業者登録番号[redacted]
2024年12月03日(火) 19:12 責731
領収書
吾妻中学校 様
¥3,000−
非課税商品 ¥3,000
合計 ¥3,000
但し [redacted]
上記正に領収いたしました
2024年12月03日
本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致しま

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] レジ#2
事業者登録番号[redacted]
2024年12月03日(火) 19:12 責731
領収書
吾妻中学校 様
¥3,000−
非課税商品 ¥3,000
合計 ¥3,000
但し [redacted]
上記正に領収いたしました
2024年12月03日
本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

証1 6/6

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

No.16

1/2

担当者
[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物 品 購 入 伺

令和 6年 9月 26日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	ＰＴＡ	その他（運営費）
			○				

用 途 講師謝礼

合 計 51,000 円

品 名	数量	単価	金額	支払先
ようこそ先輩	17	3,000	51,000	

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支 出 伺

令和 6年 9月26日

金 51,000 円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2 市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3 支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4 物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	年 月 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

開物

証2 2/2

領収書添付

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] ﾚｼﾞ#2

2024年09月27日(金) 16:26 責278

領収書

クオカード ３０００円
@3,000x 17 51,000

合計 ¥51,000
お預り ¥51,000
お釣 ¥0
お買上明細は上記のとおりです。

伝票番号 240-927-272-7314

[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
電話：[redacted] ﾚｼﾞ#2

2024年09月27日(金) 16:26 責278

領収書

クオカード ３０００円
@3,000x 17 51,000

合計 ¥51,000
お預り ¥51,000
お釣 ¥0
お買上明細は上記のとおりです。

伝票番号 240-927-272-7314

この証拠は、情報公開
により交付された物
である。つくば裁判

No.41

担当者
[redacted]

証3 1/2

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物 品 購 入 伺

令和 7年2月10日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他（ ）
			✓				
用 途	思春期保健講座講師謝礼						

合 計 10,000 円

品 名	数量	単価	金額	支払先
講師謝礼			10,000	

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支 出 伺

令和 7年 2月 12日

金 10,000 円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2 市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3 支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4 物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7年 2月 12日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

領収書添付 (証3) 2/2

領　収　書

つくば市立吾妻中学校長

一金　10,000　円也

つくば市立吾妻中学校「思春期講演会」講師謝礼　として
上記金額正に領収いたしました

令和　7年　2月　12日

[redacted]

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

世界のあしたが見えるまち。TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日：令和５年（2023年）11月６日（月）
発信元：つくば市立吾妻中学校

■取材依頼　□周知依頼　□募集告知　□その他

吾妻中学校キャリア教育「ようこそ先輩！」を開催します

本プロジェクトは、キャリア教育の一環として、吾妻学園コミュニティ・スクール協議会委員の協力のもと、生徒アンケートの上位15職種の方々を講師（15名、吾妻中学校出身者や吾妻中学区在住者）としてお招きし、将来や職業についてお話いただくものです。

なお、学校公開日として実施するため、保護者の参観はできますが、一般公開は行いません。

【日時】　令和５年11月18日（土）９:30～11:20

【場所】　吾妻中学校（天久保1丁目９-１）

【講師の職種】　動物、医療、印刷、インフラ・防災、自然環境・生き物
コンピュータ、科学・研究、国や海外に貢献、スポーツ
ものづくり、メディア、芸術、金融、研究、起業

【講話内容】　50分（講話30分+質疑20分）を2回開催
・中学校時代の生活
・現在の生活について
・なぜその職業を目指したのか
・職業についての専門性
・吾妻中学校の生徒へのメッセージ

【取材方法】　取材をご希望の際は、11月15日（水）までに問合せ先まで御連絡ください。

令和5年5月吉日

つくば市立吾妻中学校PTA会員 各位

証5　1/3

つくば市立吾妻中学校
令和4年度PTA会長 [redacted]
令和5年度PTA会長 [redacted]
学校長 [redacted]
問い合わせ先: [redacted]

令和5年度PTA定期総会のご報告

平素よりPTA活動へのご理解とご協力ありがとうございます。今年度のPTA定期総会は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から書面開催としつつも、学校と保護者が対面で意見交換するための新たな試みとして、学校懇親会を設けました。総会に先立ち、多くの会員の皆様に委任状兼回答票の提出にご協力に心より感謝申し上げます。ご提出いただいた委任状兼回答票をもとに議事承認を行いました。以下に、総会での審議の結果をご報告いたします。また、委任状兼回答票を通じていただいたご意見に対する回答は別添の学校懇談会資料に記載しております。

日　　程：令和5年4月7日（金）～4月15日（土）
（委任状兼回答票締切：4月14日（金）、審議：4月15日（土））
開催方法：書面にて開催（委任状兼回答票（オンラインフォーム又は回答用紙による議決）
総会資料：スクリレにて発出（3/22）：[redacted]
委任状兼回答票：回答用紙または右記URLから回答：[redacted]

1）総会の成立

委任状兼回答票において、正会員合計288名に対し、出席者合計が244名であることが報告された。PTA規約第15条にしたがい、３分の１以上の出席があることから、総会の成立を確認した。

委任状兼回答票の集計結果

	正会員数	出席者数
保護者	263	226(85.9%)
教職員	25	18(72%)
合計	288	244(84.7%)

・出席者数は、4月15日0時時点の回答数とした。

2）会長挨拶（令和4年度会長：[redacted]）：要旨

令和4年度PTA会長の[redacted]です。令和4年度はコロナ禍が収束しつつあるが完全には収束していないという難しい状況下での活動となりましたが、スクリレやGoogleフォームなどのオンラインツールを活用して無理なく活動できる体制を整えたり、対面での意見交換の機会が少なくなったことへの取り組みとして「学校懇談会（兼PTA総会報告）」を開催し、保護者と先生方が対面で意見交換する場を設けたりする等、次に繋がる活動が充分に出来たと思います。これは役員・委員をはじめ会員皆様のご理解・ご協力のお陰です。本当にありがとうございました。

この総会をもちまして新体制に移行しますが、引き続き皆様のご支援をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

3）議長団選出

吾妻中学校PTA会員の[redacted]さん、[redacted]さんのお二人に議長を依頼し、ご承諾を得て議長団を編成した。

4）議　　事

- 第1号議案　令和4年度PTA活動報告：（総会資料 p.2～3）
- 第2号議案　令和4年度PTA会計決算報告及び会計監査報告：（総会資料 p.4）
- 第3号議案　令和5年度PTA本部役員及び会計監査選出（案）：（総会資料 p.5）
- 第4号議案　令和5年度PTA活動計画（案）：（総会資料 p.6）
- 第5号議案　令和5年度PTA予算（案）：（総会資料 p.7）

採決結果：　回答総数　２４４票の内、
・すべての議案を承認します：１７９票
・議事の一切を議長に委任します：６４票 →議長は「承認」と判断
・承認しません：１票 →第3号議案、第4号議案を不承認
⇒　過半数の賛成をもってすべての議案は承認された。

証5　2/3

いただいたご意見①

民主的な団体であるPTAにとって総会は会員が意見を述べて議論できる重要な機会です。
対面による総会では、議案について会員による質疑応答や議論を経て賛否を決めることができますが、書面開催ではそういった過程を経ずに採決することになってしまいます。
来年度の総会は、可能な限り、対面で開催し、議論できる機会を設けるべきだと思います。

- おっしゃる通りだと思います。
- 今年度については、未だ感染症が完全には収束していないことや授業参観等のスケジュールの関係で「書面開催」を選択しました。
- 一方で、新たな試みとして、PTAだけではなく学校の運営等についても広く議論をできる「学校懇談会」を開催することにしました。
- 次年度のPTA総会の開催方法については、いただいたご意見も踏まえて検討いたします。

証5　3/3

R5年度本部役員の紹介

会長	[redacted]	(8年生)
副会長	[redacted]	(8年生)
	[redacted]	(8年生)
	[redacted]	(教頭)
書記	[redacted]	(7年生)
	[redacted]	(8年生)
	[redacted]	(教務主任)
会計	[redacted]	(8年生)
	[redacted]	(7年生)
	[redacted]	(主事)
会計監査	[redacted]	(8年生)
	[redacted]	(9年生)

吾妻中学校ＰＴＡ規約

証6

1/3

第１章　名称

第１条　本会はつくば市立吾妻中学校ＰＴＡと称し、事務所を吾妻中学校内におく。

第２章　目的と活動方針

第２条　本会は次の諸項を目的とする。

1　家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の心身の健全な発達をはかる。

2　民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育、社会教育の振興をはかり、ならびに、国際理解につとめる。

3　生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。

4　学校、並びに地域社会と連携して、生徒の教育環境の整備をはかる。

5　会員相互の親睦をはかり、研修を行う。

第３条　本会は次の諸項を方針とする。

1　本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

2　本会は特定の思想信条に片寄ることなく、また、他のいかなる団体および機関の指示、統制、干渉をも受けず、自主的な活動をはかる。

3　その他必要と認める活動をする。

第３章　会員

第４条　本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。

第５条　会員は全て平等の権利と義務を有する。

第５条の２　全ての会員（教職員を除く。）は、その家庭ごとに、生徒の在籍中に一度（複数の生徒が在籍する場合は、それぞれの生徒について一度）以上、第５章の役員等又は第６章の各種委員会に所属する委員を役職として担当するよう努めなければならない。

第４章　経費

第６条　本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金、その他をもって支弁する。

第７条　会費は一世帯月額３５０円とし、毎年年度始めの総会において決定する。会費は家庭の事情により申し出があった場合は、役員会の審査により減免することができる。

第８条　本会の資産は第２条の目的に使用する。

第９条　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第５章　役員等

第10条　本会に役員および会計監査をおく。役員は会長、副会長、書記、会計とし、役員および会計監査の構成は次の通りとする。

1　会長　　１名（保護者）
2　副会長　３名（うち１名は教職員）
3　書記　　３名（うち１名は教職員）
4　会計　　３名（うち１名は教職員）
5　会計監査２名（保護者）

6　本会役員が、つくば市ＰＴＡ連絡協議会副会長および支部代表等の役職を引き受ける場合、本条第２項に加えて副会長を１名増員することができる。

（選出）

第11条　役員および会計監査の選出および就任は次の通りとする。

1　役員は役員選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。ただし、任期なかばにして役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。

2　役員の兼任は原則として認めない。

3　会計監査は役員の兼任を認めない。

4　役員および会計監査の任期は１年とする。ただし、再任をさまたげない。

（職務）

第12条　役員および会計監査の任務は次の通りとする。

1　会長は本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。

2　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

3　書記は各会議の議事を記録、関連文書を保存し、各種会合について通知する。
4　会計は本会の全ての金銭の収入、支出を記録し、必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。
5　会計監査はＰＴＡ活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

第６章　各種委員会

第13条　各種委員会は、役員選考委員会、学年委員会、専門委員会および特別委員会で構成する。各種委員会の運営に必要な事項は、規約の運営則として細則を定める。
第14条　専門委員会は、広報、安全、地域交流、ＰＴＡホームページの４委員会とする。
第14条の２　特別委員会は、家庭教育学級委員会の１委員会とする。

第７章　会議

（総会）
第15条　総会は会員全員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
1　総会は定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。総会は正会員の３分の１の出席をもって成立とする。ただし、委任状によって出席とみなすことができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。
2　定期総会は年１回開く。また、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、及び全会員の５分の１以上の要求があった場合に、開くことができる。

（運営委員会）
第16条　運営委員会は、総会に次ぐ会議であり、必要に応じて会長が招集する。
1　運営委員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長・副委員長、特別委員会の代表及び学校の代表者とする。
2　運営委員会の定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
第17条　運営委員会は次のことを任務とする。
1　会費、寄付等本会の収入に関することの協議。
2　予算原案の作成。
3　次年度事業計画案、並びに各種報告の作成。
4　事業計画執行についての審議。
5　総会の委任事項、及び緊急事項の協議と処理。
6　その他。

（役員会）
第18条　役員会は、第10条で規定する役員ならびに学校の代表者をもって構成し、本会目的達成のための事業および緊急を要する事項を企画、立案し、具体的施策の執行にあたる。

第８章　付則

第19条　本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
第20条　本規約は総会において出席者の３分の２以上の賛成により改正できる。
第21条　本規約は平成４年５月２日に議決し、同日より施行する。

規約の改正

平成１１年４月１７日一部改正
平成１５年４月１９日改正
平成１８年４月１５日一部改正
平成２１年４月１１日一部改正
平成２２年４月１０日一部改正
平成２４年４月１４日一部改正
平成２５年４月１３日一部改正
平成２７年４月２５日一部改正
平成２９年４月１５日一部改正
平成３１年４月１３日一部改正（第１０条第６項を追加）

吾妻中学校PTA規約細則

証6 3/3

第１章　一般事項

第１条　本細則は、規約第１３条の規程に基づき、各種委員会の運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　各種委員会、役員会及び会計監査の関係と運営委員会の構成員について吾妻中学校PTA組織図として、以下の通り定める。

つくば市立吾妻中学校PTA組織図

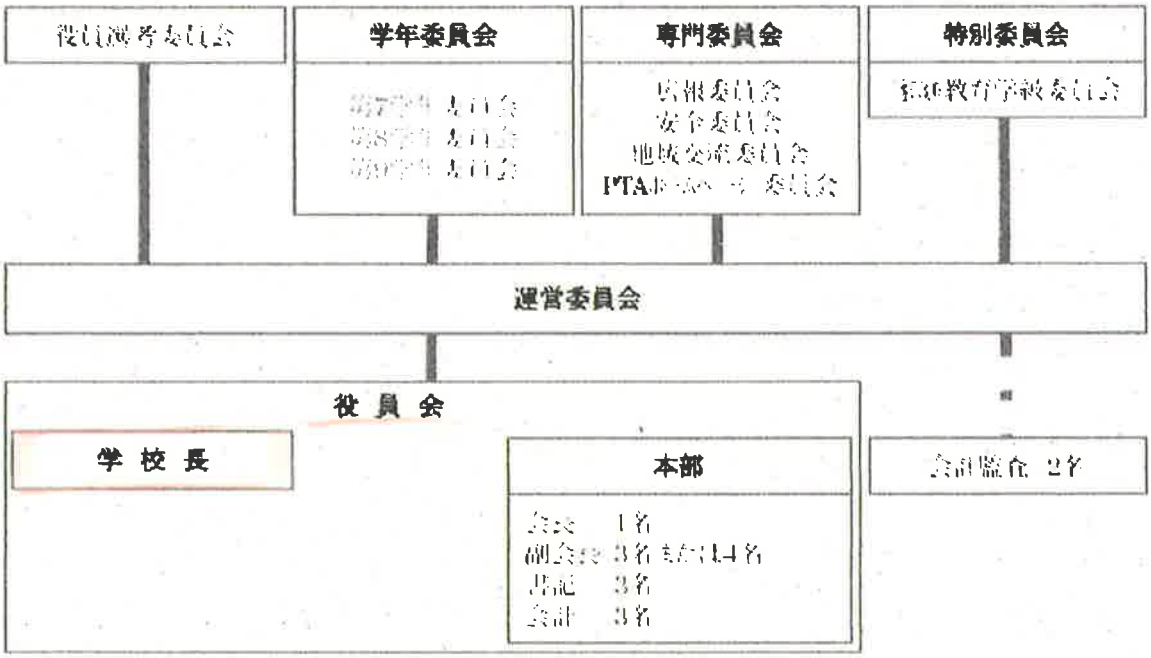

第２章　各種委員会

第３条　役員選考委員会は、次年度の役員の選考に当たり、その必要な事項を行う。

第４条　学年委員会は、学年担当職員と協力して学年、学校における諸問題の解決をはかるとともに、会員の研修、交流、ならびに親睦をはかり、学校における教育活動を推進する活動を行う。

1　学年委員会は学年毎に構成し、学年毎に委員長・副委員長を選出する。

2　第7学年委員会、第8学年委員会は、委員選出細則に従って、本部と連携して次年度の委員の選出を行う。

3　第9学年委員会は、卒業対策活動も担当する。

第５条　専門委員会の職務は次の通りである。

1　広報委員会は、本会の活動並びに学校の行事についての広報活動を行う。

2　安全委員会は、学校と協力して安全教育を図るとともに、地域と連携して環境整備の推進に関わる活動を行う。

3　地域交流委員会は地域との交流を図り親睦を深めるための活動を行う。

4　PTAホームページ委員会は「PTAホームページの活用に関する指針」に従ってPTAホームページの運用を担当する。

第６条　特別委員会の職務は次の通りである。

1　特別委員会の委員は、運営委員会の参加は任意とする。

2　特別委員会の会計は、本会とは独立して行う。

令和６年６月吉日

つくば市立吾妻中学校 PTA 会員 各位

つくば市立吾妻中学校
令和５年度 PTA 会長 [redacted]
令和６年度 PTA 会長 [redacted]
学校長 [redacted]
問い合わせ先: [redacted]

証7 1/2

令和６年度 PTA 定期総会のご報告

平素より PTA 活動へのご理解とご協力ありがとうございます。今年度の PTA 定期総会は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から書面開催としつつも、学校と保護者が対面で意見交換するための新たな試みとして、学校懇親会を設けました。総会に先立ち、多くの会員の皆様に委任状兼回答票の提出にご協力に心より感謝申し上げます。ご提出いただいた委任状兼回答票をもとに議事承認を行いました。以下に、総会での審議の結果をご報告いたします。また、委任状兼回答票を通じていただいたご意見に対する回答は別添の学校懇談会資料に記載しております。

日　　程：令和６年４月 19 日（金）～4 月 26 日（土）
（委任状兼回答票締切：4 月 27 日（土）、審議：4 月 27 日（土））
開催方法：書面にて開催（委任状兼回答票（オンラインフォーム又は回答用紙による議決）
総会資料：スクリレにて発出（4/19）：[redacted]
委任状兼回答票：回答用紙または右記 URL から回答：[redacted]

1）総会の成立

委任状兼回答票において、正会員合計 247 名に対し、出席者合計が 173 名であることが報告された。PTA 規約第 15 条にしたがい、３分の１以上の出席があることから、総会の成立を確認した。

委任状兼回答票の集計結果

	正会員数	出席者数
保護者	222	150(67.6%)
教職員	25	23(92%)
合計	247	173(70.1%)

・出席者数は、4 月 27 日 14 時時点の回答数とした。

2）令和５年度会長挨拶

令和５年度会長の[redacted]です。本日はお忙しい中 PTA 総会へご参加ありがとうございます。Form にて皆様からお寄せいただいた意見については、関連議題の部分で回答させていただきます。また、令和６年度本部の方に確実に引継ぎさせていただきたいと思っています。

令和５年ですが、スクリレがうまく機能せず皆様には大変ご迷惑をおかけしました。１月の臨時総会にて入会の意思確認を行うことを決めさせていただき、至らない点もありましたがどうにか入会希

7）令和６年度 PTA 本部役員紹介

令和６年度の[redacted]PTA 会長より令和６年度本部役員の紹介を行った。

証7

8）その他

回答でいただいた自由意見について、PTA としての方針や考え方を共有した。

2/2

質問と回答は以下の通り。

・県 P、市 P など負担金の使途が知りたい。

→安全互助会費として県 P 連に 33,720 円を納めているほか、市 P 連への負担金として PTA 会員１名あたり 155 円を納めている。その大部分はそのまま県 P 連に納められている。これらの組織に加入していることへの経済的負担という面だけでなく、マンパワー的な負担も大きく、加入することと見返りのつり合いがとれていないのではないかと、令和５年度の運営委員会で提起をした。令和６年度でも引き続き議論を継続してほしい。

・PTA 会費から学校へ支援しているが、支援する範囲とその根拠を明確にして頂きたい

→PTA からは教育活動環境整備経費として、PTA 規約第２条に定める範囲で支援をしている。その大部分は生徒の学校生活に必要なもので、本来はつくば市による整備が必要であるが、速やかな整備が見込めず、生徒に不利益が生じると考えられるものを購入している。

なお、本予算は学校が全保護者から集めている援助費との混同を防ぐため、今総会において３号議案の改定を提案している。

・除草作業支援費について、年間７万円だけの出費で十分なのか？

→令和５年度の実績を確認したところ、全く足りておらず、先生が頻繁に除草活動を実施していたことが明らかになった。気軽に参加できる除草ボランティアの機会を設定するよう提案したい。

・PTA の委員へのなり手が少ない、また、委員への負担が増えることは PTA への入会率低下につながるのではないか？

→令和４年度に委員の定員を見直したが、令和５年度も委員で定員割れが発生した。今後も適正な仕事量については検討をお願いしたい。

9）議長団解散

10）教職員紹介

[redacted]教頭先生より吾妻中学校教職員をご紹介いただいた。

住、情報公開
た物
証拠

令和5年度

つくば市歳入歳出決算書

証8

1/2

歳入歳出決算事項別明細書
実質収支に関する調書
財産に関する調書
基金運用状況調書

つくば市

一般会計　　歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
10. 教育費		29,987,310,746	23,121,934,615	5,771,218,479	1,094,157,652	6,865,376,131
	1. 教育総務費	1,834,428,400	1,717,006,793	18,900,000	98,521,607	117,421,607
	2. 小学校費	10,089,515,901	8,158,529,553	1,695,970,567	235,015,781	1,930,986,348
	3. 中学校費	5,330,434,222	4,254,657,246	888,527,578	187,249,398	1,075,776,976
	4. 幼稚園費	1,335,605,216	1,199,371,331	48,367,000	87,866,885	136,233,885
	5. 社会教育費	1,143,960,027	1,094,233,991	0	49,726,036	49,726,036
	6. 保健体育費	10,253,366,980	6,698,135,701	3,119,453,334	435,777,945	3,555,231,279
11. 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12. 公債費		6,328,981,000	6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
	1. 公債費	6,328,981,000	6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
13. 諸支出金		2,625,317,078	2,433,892,618	0	191,424,460	191,424,460
	1. 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2. 基金費	2,625,316,078	2,433,892,618	0	191,423,460	191,423,460
14. 予備費		97,967,252	0	0	97,967,252	97,967,252
	1. 予備費	97,957,252	0	0	97,957,252	97,957,252
歳出合計		128,438,812,745	112,693,165,240	8,753,172,278	6,992,475,227	15,745,647,505

歳入歳出差引残額　　6，075，706，106円

議9

1/2

令和６年度

つくば市一般会計予算

（単位：千円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比　較
10. 教育費		18,978,092	22,803,410	△3,825,318
	1. 教育総務費	2,508,959	1,770,364	738,595
	2. 小学校費	6,776,203	7,210,560	△434,357
	3. 中学校費	2,613,476	3,956,766	△1,343,290
	4. 幼稚園費	1,370,109	1,297,703	72,406
	5. 社会教育費	1,397,678	1,146,513	251,165
	6. 保健体育費	4,311,667	7,421,504	△3,109,837
11. 災害復旧費		1	1	0
	1. 災害復旧費	1	1	0
12. 公債費		6,493,168	6,375,491	117,677
	1. 公債費	6,493,168	6,375,491	117,677
13. 諸支出金		669,641	425,092	244,549
	1. 普通財産取得費	1	1	0
	2. 基金費	669,640	425,091	244,549
14. 予備費		200,000	200,000	0
	1. 予備費	200,000	200,000	0
歳　出　合　計		111,804,000	108,510,000	3,294,000

証9 2/2

証10 1/2

令和７年度

つくば市一般会計予算

（単位：千円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比　較
10. 教育費		21,220,357	18,978,092	2,242,265
	1. 教育総務費	2,831,327	2,508,959	322,368
	2. 小学校費	8,971,907	6,776,203	2,195,704
	3. 中学校費	1,973,541	2,613,476	△639,935
	4. 幼稚園費	1,209,061	1,370,109	△161,048
	5. 社会教育費	1,502,004	1,397,678	104,326
	6. 保健体育費	4,732,517	4,311,667	420,850
11. 災害復旧費		1	1	0
	1. 災害復旧費	1	1	0
12. 公債費		7,106,437	6,493,168	613,269
	1. 公債費	7,106,437	6,493,168	613,269
13. 諸支出金		689,709	669,641	20,068
	1. 普通財産取得費	1	1	0
	2. 基金費	689,708	669,640	20,068
14. 予備費		200,000	200,000	0
	1. 予備費	200,000	200,000	0
歳　　出　　合　　計		127,325,000	111,804,000	15,521,000

証10 2/2

証11 1/1

5つくば広聴第181号
令和5年(2023年)10月10日

[redacted]様

つくば市長 [redacted]

御意見等へのお答え

平素から、市政に深い御理解をいただき、誠にありがとうございます。
この度いただいた御意見につきまして、次のとおりお答えいたします。

(件名)
吾妻中学校の学校援助費について

(お答え)
「市長へのメール」をいただき、ありがとうございます。
学校援助費は、県費及び国費以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として、受益者負担の考えに基づき学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である学校徴収金の一部です。学校徴収金の在り方については、長く慣例的に行われてきた各学校独自の運用を適正な在り方に改善していくための取組の一つとして、つくば市立学校に共通する「学校徴収金に関するガイドライン」を作成し、学校長会を通じて各学校へ周知するなど、適切な運用となるよう努めてきたところです。
御指摘いただいた内容について吾妻中学校に確認したところ、保護者に学校援助費の徴収に関して諮る手段として、全家庭へ配布したＰＴＡの定期総会資料の中で、各議案とは別に「その他議事」として記載したとのことでしたが、このような学校援助費の保護者への諮り方については不適切な点があったと認識しています。
つくば市としては寄付の強制徴収は認めておらず、今後は保護者の不信を招くような取扱いが行われないよう、学校やＰＴＡと連携しながら、ＰＴＡの入会への意思確認や学校援助費の学校徴収金としての在り方自体について見直しを図っていくとともに、各学校における学校徴収金の手続きに関して適正に行われるよう、引き続き市のガイドラインの周知に努めていきますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問合せ先
学び推進課
電話：029(883)1111(代)

R7学校懇談会資料

証12

1/4

令和7年度　学校懇談会

2025年4月26日(土)

この写しは、情報公開
により交付された物
である。　つくば市

証12　2/4

令和7年度

学校徴収金について

証12　3/4

援助費について

学校教育をより充実させる、学習の効果を高める生徒の諸活動を活性化するためには、多くの体験学習の中から体得させていくことが大切である。

そこで、援助費を計上し、教育の現場に相応しい環境づくり及び生徒の教育活動の振興を図る。

証12　4/4

1　目的

(1)吾妻中学校の教育の充実と振興を援助する。

(2)項目　部活動の奨励援助・環境緑化等の整備援助
輸送費補助・教育活動補助　講師謝礼　等

2　集金について

(1)教育振興のための教育活動等援助費とし、PTA会費と別枠編成とする。

(2)生徒一人につき、月額400円とする。(令和6年度改正)

(3)諸経費と同時に納入する。

令和7年度　つくば市立吾妻中学校援助費　予算

証13　1/1

1　収入の部

項　目	前年度予算額	本年度予算額	増　減	付　記
会　費	1,315,200	1,368,000	52,800	400円×285人×12か月=1,368,000円
銀行利息	10	0	-10	
繰越金	3,224,292	2,668,778	-555,514	前年度繰越金
補助金	70,000	110,000	40,000	PTAより、校庭草刈り費（シルバー人材）補助
雑収入	0	0	-	
合　計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

2　支出の部

項　目	前年度予算額	本年度予算額	差　額	付　記
部活動補助金	450,000	450,000	-	4部活動への補助 部活動登録料　等
環境緑化補助	140,000	180,000	40,000	花苗、肥料、校内環境整備　等
輸送費補助	1,000,000	1,000,000	-	学校代表参加バス代、タクシー代　等
教育活動費補助	700,000	700,000	-	学習指導教材、作品応募送料 各種行事経費　等
謝礼関係	80,000	80,000	-	外部講師謝礼　等
予備費	2,239,502	1,736,778	-502,724	
合　計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

但し，項目間の流用を認める。

令和7年4月26日　つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

＜おねがい＞
令和6年度に、部活動の受益者負担の軽減のため、また、在籍中に補助を受けられるなど部活動の骨組みの維持のために部活動補助金の増額させていただきました。また、生徒の教育活動のよりよい充実を図るため、教育活動費を増額させていただきました。おかげさまで、令和6年度も生徒のよりよい教育活動の充実を図ることができました。令和7年度も生徒一人一人の声を聴き、よりよい教育活動及び教育環境の充実を目指していきたいと思います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

＜援助費について＞
教育をより充実させ、その目標の達成を図るためには、教育施設設備を十分に活用し、学習の効果を高め、生徒の諸活動を活性化し、多くの体験学習の中から体得させていくことが大切である。
そこで、援助費を計上し、教育の現場に相応しい環境づくりおよび生徒の教育活動の振興を図る。

1　目的
(1)吾妻中学校の教育の充実と振興を援助する。
(2)項目
・部活動の奨励援助　・環境緑化等の整備援助　・輸送費補助　・教育活動補助　・謝礼関係

2　集金について
(1)教育振興のための教育活動等援助費とし、PTA会費と別枠編制とする。
(2)生徒一人につき，月額400円とする。(令和6年度改正)
(3)諸経費と同時に納入する。

援助費について、ご賛同いただけない方やご質問がある方は、教頭までご連絡(029-852-7751)ください。

1/1　157

様式第５号（第６条関係）

決定期間延長通知書

７つくば吾中第52号
令和７年（2025年）８月12日

[redacted] 様

証14

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）８月４日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第10条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	つくば市吾妻中学校で援助費を会費とする団体の会の名称が分かるもの
つくば市情報公開条例第10条第１項の期間	令和７年（2025年）８月５日から （15日間） 令和７年（2025年）８月19日まで
延長後の期間	令和７年（2025年）８月５日から （58日間） 令和７年（2025年）10月１日まで　※令和７年（2025年）８月20日から10月１日まで延長
延長の理由	一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る公文書を短期間に検索することが困難であるため
担当課	つくば市立吾妻中学校 電話番号　029-852-7751

2025、8、15 FRI 窓口受取.

議15 1/1

第3号議案　令和6年度PTA規約（案）

総会資料p.5

- これまでのPTAの規約では、会計監査の職務の中に中学校の「援助費」の監査が含まれていた。
- しかし、援助費は、PTA会員以外も含めた吾妻中学校生徒の保護者の全体が対象となっているなど、本来的にはPTAの職務とは関係がない。
- 以上の背景を鑑みて、第5章 第12条を以下のように修正した。

旧 吾妻中学校ＰＴＡ規約	新 吾妻中学校ＰＴＡ規約
5　会計監査はＰＴＡ活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。	5　会計監査はＰＴＡ活動の会計事務の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

令和5年度

学校への寄附に係る受領手続きについて
～地域やPTAからの寄附～

令和５年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和５年(2023年)４月24日（月）

教育総務課

2 物品の寄附手続きについて

手順１　物品の寄附による受領の意向決定

○各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

○確認のポイント
・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
→PTA会議室用のフットマッサージャーなどはNG
・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることはできません
→既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

証17 1/1

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

７つくば教総第594号
令和７年(2025年)７月11日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted] 印

令和７年(2025年)６月24日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和５年度及び令和６年度につくば市立吾妻中学校が受領し配置先となった寄附について、吾妻中学校PTA、吾妻中学校卒業生、吾妻中学校在校生から提出された寄附申請書類
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 該当する文書は受領していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号　029-883-1111（内線4610）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟において つくば市を代表する者はつくば市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025. 7. 22 to着

証18 1/2

R6

PTA会計決算

(R5年度分)

総会資料p.4

収入の部

項目	予算額	決算額	差額	付記事項
PTA会費	1,181,100	1,176,350	▲ 8,050	[illegible]
補助金	0	0	0	[illegible]
雑収入	0	13	13	預金利息
繰越金	1,159,262	1,159,262	0	
合計	2,613,662	2,635,625	▲ 8,037	

支出の部

項目		予算額	決算額	差額	付記事項
本部費		30,000	13,630	16,370	事務費 [illegible] 費等
役員選考委員会費		7,000	3,732	3,268	事務費、通信費
学年委員会経費	第7学年委員会	5,000	3,898	1,102	通信費
	第8学年委員会	4,000	3,635	365	通信費
	第9学年委員会	10,000	5,199	4,801	事務費、会議費、通信費
専門委員会経費	広報委員会	190,000	174,100	15,900	広報誌印刷費、通信費、交通費等
	安全委員会	9,000	5,239	3,761	通信費、事務費
	地域交流委員会	25,500	24,500	1,000	各会からの負担金、通信費
	PTA HP委員会	5,000	4,000	1,000	通信費 HP維持費は本部費支出
生徒福祉経費	学校保健安全費	60,000	60,000	0	部活動救急用品 [illegible]
教育活動環境整備経費	環境整備費	200,000	200,000	0	[illegible]
	研究整備費	150,000	150,000	0	[illegible]
事務経費	消耗品費	50,000	4,281	45,719	用紙費
諸経費	負担金	100,000	80,107	19,893	県P安全互助会、県P・郡P・市P負担金等
	名札代	13,400	20,232	▲ 6,832	[illegible]
	記念品代	83,000	89,100	▲ 6,100	卒業記念品：証書ホルダー [illegible]
	諸費	100,000	50,000	50,000	[illegible]
10周年記念積立		30,000	30,000	0	[illegible]
除草作業支援費		70,000	70,000	0	[illegible]
予備費		1,233,826	0	1,233,826	
合計		2,375,726	988,653	1,387,073	

▲はマイナスを表す

会費収入：約118万円

R4繰越金：約146万円

R5支出：約99万円

R5繰越金：約165万円

↑ R6年度分へ

2,635,625
− 988,653
1,646,972

証18 2/2
(拡大)

	[illegible]
268	事務費、通信費
102	通信費
365	通信費
801	事務費、会議費、通信費
900	広報誌印刷費、通信費、交通費等
761	通信費、事務費
000	吾妻まつり負担金、通信費
000	通信費(HP維持費は本部費支出)
0	部活動救急用品、トイレ手洗い用石鹸 他
0	各学年用ゴミ箱、啓志式、卒業式献花代 他
0	ミシン調整代、インク代、体育館用Bluetooth 他
719	用紙費
893	県P安全互助会、県P・県南P・市P負担金等
832	PTA名札(新入生保護者用、前年度名札一部)
100	卒業記念品(証書ホルダー)90個
000	慶弔費、離任記念品等
0	[illegible] ¥60,000

1/6

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

７つくば広報第137号
令和７年(2025年)７月23日

[redacted]様

つくば市長 [redacted]

令和７年(2025年)７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書について[redacted]公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報、市教委、教育局、吾妻中学校）が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て。R４～R７年度分の全て。
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに発注した業務はなく、該当する文書は作成していないため
担当課	市長公室広報戦略課 電話番号 029-883-1111（内線）5301

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付第138号　2025.8.1 mon 窓口受取

2/6

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

証19

７つくば教総第650号
令和７年(2025年)７月30日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年(2025年)７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和４年度から令和７年度の間に、つくば市が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した文書（見積書、契約書、納品書、請求書等）
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 吾妻中学校PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書を作成していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号　029-883-1111（内線4610）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付番号138号　2025.8.4 窓口受取

3/6

様式第４号（第８条関係）

行政文書不開示決定通知書

訟19

７つくば学推第788号
令和７年(2025年)７月30日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報、市教委、教育局、吾妻中学校）が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て。R４～R7年度分全て。
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ☑文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局学び推進課 電話番号　029-883-1111（内線4780）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第128号　　2025.8.4 mon 窓口受取

4/6

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

（証）19

７つくば教学第　789　号
令和７年（2025年）７　月30日

[redacted]　様

つくば市教育委員会教育長　[redacted]

令和７年（2025年）７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和４年度から令和７年度までに教育局が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した見積書・契約書・納品書・請求書等の文書
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 吾妻中学校PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局学務課 電話番号　029-883-1111（内線）4790

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付第138号　2025. 8. 4 mon 窓口受取.

5/6

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

証19

７つくば教施第250号
令和７年（2025年）７月23日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報・市教委・教育局・吾妻中学校）が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書・契約書・納品書・請求書等の文書全て。R7年度分。R7年度分、本日現在まで。
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局教育施設課 電話番号　029-883-1111（内線4920）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

受付第138号　2025.8.4 mon 窓口受取.

6/6

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

訂19

７つくば生推第546号
令和７年（2025年）７月30日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報・市教委・教育局・吾妻中学校）が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書。令和４～７年度分
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず該当する文書は作成していない。
担当課	教育局生涯学習推進課　電話番号029-883-1111（内線）4520

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 市138号　2025.8.4 mon 窓口受取

吾妻

AZUMA JUNIOR HIGH SCHOOL

令和6年7月12日発行　第71号
生徒数　275名（令和6年5月14日現在）
茨城県つくば市天久保1-9-1　TEL 029-852-7751
吾妻中学校PTA　広報委員会
吾妻中学校PTAホームページ
[redacted]
吾妻中学校ホームページ
https://www.tsukuba-school.jp/azuj/

第7学年スローガン　挑戦

Welcome to AZUMA J.H.S.

第8学年スローガン　Imagination & Adventure

第9学年スローガン　どこででも生きていける人になろう

生徒が主体となる学校

校長 [redacted]

変化が大きく先行きが不透明と言われている現代。このような時代に、子供たちにはどのような力を付けていけばよいのでしょうか。

今年の箱根駅伝で優勝をした、青山学院大学駅伝部の[redacted]監督は、練習で選手の自主性を重んじています。大学駅伝では多くの大学が、監督主導で練習をする中、[redacted]監督は選手自らが練習メニューを決め自主的に取り組むスタイルを確立し、青山学院大学を駅伝強豪校へと育てました。

このような練習をするのは「自己判断をして走れる集団」をつくるためとのことです。駅伝はその日の気象条件や襷を渡された時の順位など、予想外の状況が発生した場合でも、自分で考え、判断しながら走ることができなければ強くなれないし、そうなるためには練習でその力を養わなければならない、と話していました。

今年度学校では、探究的な学び、主体性、自分たちで創り上げる活動を重点にした教育活動をすすめ、自分で考え判断し、最後までやり遂げる力を育てていきたいと考えています。

生徒たちのために、教職員一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1/1 No.138

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

証21

７つくば吾中第44号
令和７年（2025年）７月28日

[redacted]様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て（R4～R7年度分）
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ☑文書不存在 （理由） 広報誌の作成はPTAが実施しており、費用はすべてPTA費で支出しているので、学校には該当する文書が存在していないため
担当課	つくば市立吾妻中学校　電話番号　029-852-7751

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第138号　2025. 8. 4 mon 窓口受取

誤22　1/4

7総研第8号
令和7年（2025年）4月7日

各学校長　　様

総合教育研究所長

令和7年度（2025年度）つくばスタイル科学園事業の予算令達について（通知）

このことについて、各学校に講師謝礼及び消耗品費の予算を令達しましたので、御確認をお願いします。
予算の執行に際しては、各学校で伝票処理をお願いします。

記

1　令達額　　（別紙）各学校令達額のとおり
2　予算科目
（講師謝礼）款10　項01　目02　事業24　節07　細節01
＊　謝礼金の場合、財務会計システムで債権者登録情報の確認をお願いします。
（消耗品費）款10　項01　目02　事業24　節10　細節01
＊　摘要は原則「42教材用消耗品」としていますが、購入品目に合わせ摘要一覧から検索し、適切なものを選択してください。
3　その他
（1）　財務会計システムへのログインＩＤは、パフォーマンスチャージと同一です。
（2）　伝票の起票方法については、イントラ電子書庫（「会計事務局」→「1　歳出」→「01　マニュアル・様式」内の各ファイル）を参照願います。

問合せ先
総合教育研究所
担当：[redacted]
電話：029-867-1080

この写しは、情報公開により交付された物である。　つくば市

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

2/4

令和７年度（2025年度）

つくばスタイル科学園事業

2025/04/01　総合教育研究所

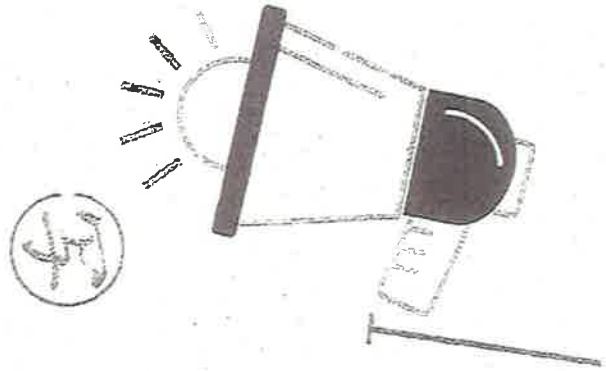

01

【令和５年度まで】　　学園配当・令達型

講師謝礼・消耗品費▸各学園構成校の児童生徒数に基づき、配当・令達

【令和６年度から】　　学校令達型

- 各学校からの要望
  - ▸ 各学校の児童生徒数に合わせた金額を令達してほしいなど
- 学園代表校で予算執行管理が困難
  - ▸ 学園構成校間で予算割り振りをしても、未執行校があるなど
- 事業の予算執行
  - ▸ 学園構成校から請求書が届くのが遅いため、速やかな伝票起票ができないなど

▼

令和７年度も「学校令達型」としています

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

02

講師謝礼

- 謝礼金
- 物品（図書カード・花束・菓子折り）

概要

- 令達額　　各学校の児童生徒数に基づく
- 支払処理　　各学校で支払処理
- 注意事項
  - ▶ 謝礼金は財務会計システムで債権者登録情報の確認
  - ▶ 物品は図書カード・花束・菓子折りのみとし、クオカードや商品券は不可

CyberMail　　つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [redacted]

日付: Fri, 11 Jul 2025 16:37:29

件名: 【つくば市教育総務課】６月27日にメールにてお問い合わせいただいた件について

証23　1/1

[redacted]様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

学校での現金寄附採納に関する、学校教育法、地方自治法上の法的な整理は[redacted]様のお見込みのとおりです。

現金寄附については、市立学校は法人格を有さないため、金銭を直接受け取ることができず、また、教育委員会には財産の取得決定権がないため、教育委員会名では金銭を受け取ることができません。金銭を財産として受け取るには、「つくば市」という地方自治体として受け取る必要があります。
金銭の寄附を受ける場合には、おっしゃるとおり、地方自治法第210条に定める「総計予算主義の原則」に従い、歳入に含めて予算化し、寄附金を公金化する必要があります。しかしながら、現在つくば市では、金銭の寄附について、学校を指定する形で使用可能な予算として公金化する仕組みがなく、この点から金銭の寄附を受けることができません。
現在の制度上は、「アイラブつくばまちづくり寄附金」制度を利用し、「未来をつくる人が育つまちに関する事業」や具体的な事業名を指定して金銭の寄附をいただくことは可能です。ただし、この場合でも、学校を指定して、自由に使える予算として寄附金を受け入れることができるものではありません。
以上のことから、現在の制度上、学校で使用する用途として現金を寄附で受け取ることができる仕組みが存在しないため、現金での寄附採納はできないという取り扱いにしている、ということになります。

学校施設の維持修繕を含む学校経費についても、地方財政法及び地方財政法施行令の規定により、公費で賄うべきものとなっているため、学校徴収金を充てているような事実があるのであれば、是正が必要な状況と考えます。
学校備品に関しては、自発的な寄附であれば、寄附として受け入れが可能な場合もあるものの、その寄附は強制的なものになってはならないと、当市の「学校徴収金取扱要項＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞」にも謳っています。

「援助費」についての市の認識は、令和５年10月10日市長回答のとおりです。市としては、寄附金の強制徴収は認めていません。
各学校内において「学校徴収金に関するガイドライン」やつくば市PTA連絡協議会が作成している「PTA活動についてのガイドライン［PTA本部向け］」の内容を遵守し、適切な運用となるよう学び推進課と連携して各学校に一層働きかけるとともに、公費で賄うべきものを適切に公費で対応できるよう、学校予算配当を担当する課と連携して、学校が必要とする学校施設維持修繕費用や学校備品等を公費でいかにして適切かつ迅速に措置ができるか、現状のやり方の見直しと今後の方策を検討してまいりたいと思います。

つくば市教育局　教育総務課
担当：[redacted]
〒305-8555　茨城県つくば市研究学園1-1-1
TEL：029-883-1111（代表）
内線：4610
FAX：029-868-7608
E-Mail：edc010@city.tsukuba.lg.jp